

県北浄化センターから排出される下水汚泥等の処分業務に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和7年6月5日

福島県県北流域下水道建設事務所

I 調査の目的

県北浄化センターは福島県が管理する阿武隈川上流流域下水道「県北処理区」の終末処理場であり、年間約2万トンの脱水汚泥と、年間約300トンのし渣、沈砂等が発生しています。

これらの発生汚泥等を適切に処理することは、放流水の水質管理と並び、下水道の維持管理の上で最も重要な課題であり、特に、県北浄化センターでは脱水汚泥を毎日外部に搬出し処分する必要があります。

また、下水道法第21条の2第2項には、発生汚泥等の再生利用について努力義務が規定されており、令和5年3月17日には国土交通省から「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」が通知され、発生汚泥等の処理に当たっては肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととされました。

一方で、安定的に持続して確実に脱水汚泥を処分するには、コスト（収集運搬費＋処分費）の縮減と、処分先・処分方法の複数化によるリスク分散が必要です。

つきましては、令和8年度の脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託、並びに、し渣、沈砂等の収集運搬及び処分業務委託の調達（契約）方法等を決定するに当たり、民間事業者の受注意欲、脱水汚泥等の受入れ可能量、受入れ条件、有効利用の種類、受入れ不可能期間等について把握し、「コスト縮減」、「肥料利用の拡大」、「リスク分散」等について総合的に検討することを目的として、サウンディング型市場調査を実施します。

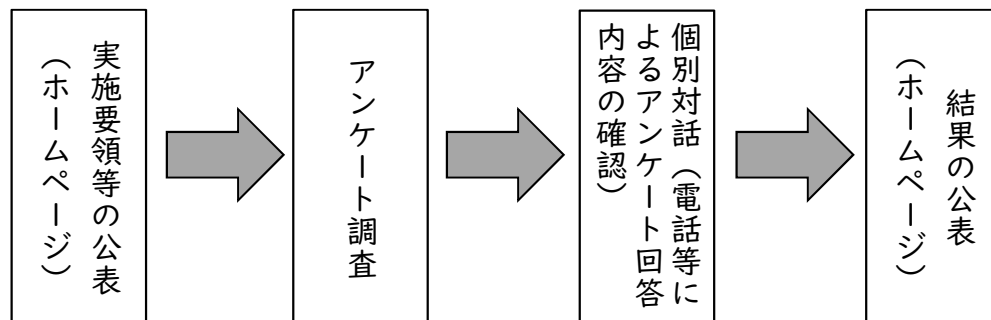
2 調査の方法

(1) アンケート調査

- ① サウンディング型市場調査の実施について、福島県県北流域下水道建設事務所のホームページで公表し、アンケート調査を行います。
- ② この調査において、必ず提出していただくものはアンケートのみです。
(必須ではありませんが、会社概要、処理施設概要を説明する資料を提供いただけると幸いです。)

(2) 個別対話（電話等によるアンケート回答内容の確認）

- ① 提出いただいたアンケートを基に、電話、メール等により意見・意向の確認、質疑応答をさせていただきます。
- ② 福島県県北流域下水道建設事務所から電話、メール等をしますので、その際にご協力をお願いします。



3 スケジュール

実施要領等の公表	令和7年6月5日
アンケートの提出期限	令和7年7月24日15時まで
個別対話の実施 (電話等によるアンケート回答内容の確認)	令和7年7月24日～7月30日
実施結果概要の公表	令和7年8月を目途に公表

4 発生汚泥等の概要

排出事業者	福島県	
事業場	県北浄化センター 〒969-1741 福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸 46-1	
廃棄物の種類	脱水汚泥（未消化脱水汚泥） 含水率75～76％程度 脱水には高分子凝集剤を使用	し渣、沈砂等
搬出量 （予定）	年間約20,000トン 1日約50～60トン ※数量には変動があります。 また、複数の搬出ロットに分けて契約する予定です。	年間約300トン ※数量には変動があります。
搬出時間等 （予定）	毎日 9:00 15:00 21:00 3:00	週1回程度
搬出設備	10トンホッパ3基 ※1回（1ロット）に8～10トンの搬出を予定しています。	スクリーンポンプ 第1 S P 棟：ホッパ スクリーンポンプ 第2 S P 棟：人力積込 汚泥濃縮タンク（前処理設備） ：ホッパ （人力積込は県北浄化センターの運転管理業者が行う）
契約期間 （予定）	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日） または 令和8年度からの複数年度（令和8年4月1日～令和〇年3月31日）	
注意事項	・搬出時の汚泥には放射性物質が検出されることがあります。 ・これまでの放射性物質濃度については、福島県のホームページで公表しています。（ https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/gesuido16.html ） ・放射性物質濃度の測定について、毎日 AM6:00 までに測定した値をその日の代表値としています。 ・測定機器はシンチレーション検出器を使用しています。（測定下限値 12.5Bq/kg）	

5 調査の内容

(1) 調査の対象

以下の条件を全て満足している事業者が調査に参加することができます。

- ① 県北浄化センターから排出される脱水汚泥又はし渣、沈砂等の収集運搬及び処分業務委託を受注する意向を有する者
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業の許可を受けている者。
- ③ 電子マニフェストが使用できる者。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中でない者。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でない者。
- ⑦ 福島県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日 条例第 51 号）第 22 条又は第 23 条に違反している事実がない者。

(2) 調査の項目

アンケート用紙に記載のとおりです。

6 調査の手続き

(1) アンケートの提出

① アンケート用紙

サウンディング型市場調査実施要領と併せて、アンケート用紙を福島県県北流域下水道建設事務所ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41510a/soundi-r7.html>

② 提出方法

アンケート用紙に必要事項を記入し、件名を【市場調査アンケート】として、下記のアドレスに E メールにてご提出ください。

提出先のアドレス kenpoku.ryuiki@pref.fukushima.lg.jp

※ 会社概要、処理施設概要を説明する資料を提供いただける場合で、E メールでの送付が難しい場合は、「9 問い合わせ先」に郵送してください。

③ 提出受付期間

令和 7 年 6 月 5 日（木）～ 7 月 24 日（木）15：00 まで

(2) 個別対話の実施

アンケートを提出いただいた事業者の担当者あてに、福島県県北流域下水道建設事務所から電話、メール等をし、アンケートを基に意見・意向の確認、質疑応答をさせていただきます。ご協力をお願いします。

(3) 結果の公表

サウンディング型市場調査の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

7 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディング型市場調査の内容は、令和8年度の脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託、並びに、し渣、沈砂等の収集運搬及び処分業務委託の調達（契約）方法等を決定するための資料として使用しますが、サウンディング型市場調査への参加の有無が、競争入札等において評価の対象となることはありません。

(2) 費用負担

サウンディング型市場調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とさせていただきます。

(3) 参考見積額の取り扱い

アンケートで回答いただく参考見積額は、契約単価を確定するものではありません。

(4) 追加調査への協力

本サウンディング型市場調査終了後も、必要に応じて追加の調査（文書照会等）を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8 別紙・参考資料

アンケート用紙、県北浄化センター位置図、県北浄化センター施設配置図

9 問い合わせ先

連絡先：福島県県北流域下水道建設事務所

所在地：〒960-0102 福島県福島市鎌田字一本松43

電話番号：024-554-2013 FAX：024-554-2932

E-mail：kenpoku.ryuiki@pref.fukushima.lg.jp

担当者： なかぬま 仲沼 やすゆき 康之、この 紺野 あつし 厚